

動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会（第5回）
関係者ヒアリング

適正な飼養管理の基準の具体化に係る論点について

犬猫適正飼養推進協議会

会長 石山 恒

2020年2月3日

犬猫適正飼養推進協議会:目的と会員

設立	2016年3月1日
ビジョン	犬猫が快適に暮らせる社会の実現
関連団体	<ul style="list-style-type: none">● (一社)ペットフード協会● (一社)日本ペット用品工業会● (一社)ペットパーク流通協会● (一社)全国ペット協会● (一社)ジャパンケネルクラブ● (一社)全国ペットフード・用品卸商協会● 法人組合 中央ケネル事業協同組合連合● (公社)日本獣医師会

科学的根拠の収集

国内外の事情(ブリーダー、ペットショップ、法制度、社会通念)の把握に努める

領域	主な活動
海外調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 英国CIEH (環境衛生研究所)ガイドラインの翻訳:①犬の繁殖(2013年)、②犬の預かり(2016年)、③猫の預かり(2015年)、④ペット販売(2015年) ● 欧米状況:①EU12カ国の流通段階に於ける犬猫の福祉に関する研究(欧州委員会2015年)の翻訳、②アニマルウェルフェアの効果的戦略立案への提言(英国超党派議連犬部会2014年)、③諸外国における犬のブリーダー規制状況(日獣会誌2017年)、④米国における商業ブリーダーの州法比較表の翻訳(ミシガン州立大学法学部2017年)
国内調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内実態調査(2016年6月):①犬の繁殖施設(1206)、②ペットショップ(1085) ● 犬の繁殖施設における適正飼養管理に関する自己点検調査(2018年2月) ● ブリーダーの廃業理由に関する追跡調査(2018年8月)
教育啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 動物愛護と動物福祉シンポジウム開催:「西洋と日本の相違点」(RSPCA、その他)(2017年3月) ● 犬猫遺伝病シンポジウム開催:①「世界の遺伝子解析の現状と将来」、②「日本の犬猫遺伝病の実際」(2019年3月) ● 「ドイツ動物保護法成立プロセスと管理のあり方」についての懇談会開催:TVT前会長(動物の保護のための獣医師会)トーマス・ブラーハーノファー獣医科大学名誉教授(2019年9月) ● 講演会開催「北米における犬猫の動物福祉と規制状況」:デービッド・フレイザー教授(カナダ・ブリティッシュ・コロンビア大学)(2020年1月31日)
情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドラインの作業原案をウェブサイト公開(2018年12月~):動物の快適性に配慮した適正飼養指針 ①犬の繁殖施設、②猫の繁殖施設、③ペットショップ ● 「動物取扱業者のための飼育管理ガイド」の発刊予定(2020年春)



参考資料の

2013-2014年の犬猫飼育頭数と人口あたりの飼育率

	犬		猫	
	百万頭	%	百万匹	%
アメリカ	87.5	25	90.5	28
イギリス	7.9	12	9.9	15
ドイツ	6.9	10	11.5	14
フランス	7.3	11	12.7	20
オランダ	1.5	10	2.6	15
スウェーデン	1.0	10	1.7	18
日本	10.3	8	10.0	8

出典:ユーロモニター
一般社団法人ペットフード協会
マースインク

日本とアメリカの犬の体重分布の比較

	日本%	アメリカ%
5キロ以下	47	13
5キロから10キロ	27	29
10キロから15キロ	17	17
15キロから25キロ	4	17
25キロ以上	この区分はない	23

出典：一般社団法人ペットフード協会
マースインク

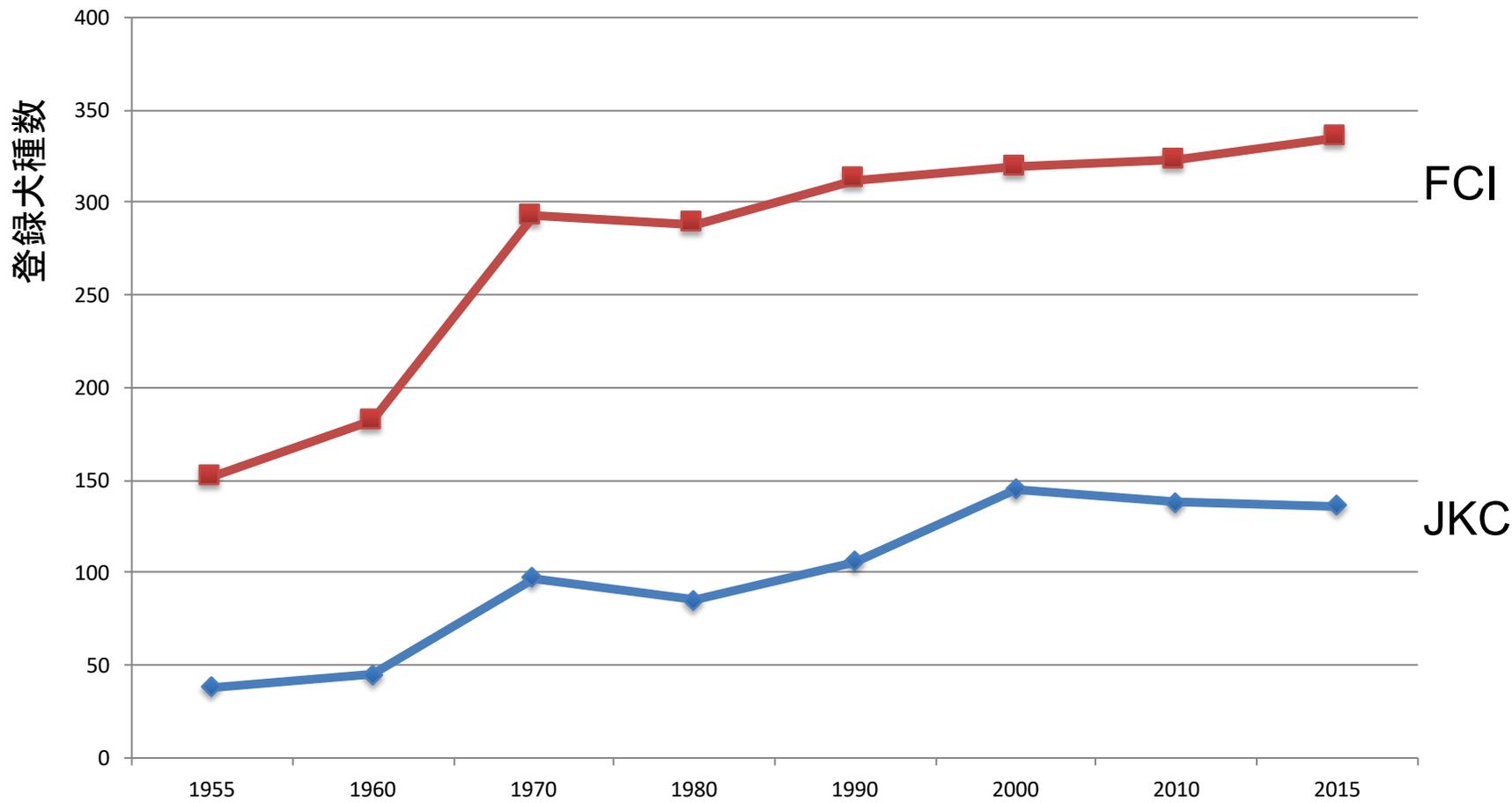
犬種や環境に配慮した指標： 犬種間での体重差は100倍にもなる



チワワ 1-2kg
一回の出産頭数: 2-3頭

グレート・デン 54-90kg
一回の出産頭数: 10-12頭

犬種や環境を考慮した指標： 日本(JKC)と世界ケンネルクラブ(FCI)の登録犬種数



出典：JKC, FCI

ケージの大きさに科学的根拠はない

1. ヨーロッパはホビーブリーダー（年10頭以下の繁殖：87%）が中心：経済的**非**合理性：趣味（居間や簡単な犬舎飼育）
2. 日本は商業ブリーダー（年10頭以上の繁殖：93%）が中心：経済的合理性：（**高圧水洗浄機**、排水、浄化槽、体重の係数管理、犬舎内の炭酸ガスモニター、犬舎の陽圧化、室温・湿度管理、空気除菌システム、業務用加熱滅菌皿洗い機）
3. ヨーロッパは単犬種 vs. 日本は多犬種で繁殖している
4. 日本は少数の超小型犬種に繁殖が集中している（4犬種で49%）
5. 犬種による運動量違い：ニュージーランドハンターウェイ vs. ラブラドル
6. 社会通念は資料から読み取れない

結論

- ヨーロッパやアメリカの基準は必ずしも参考にならない
- 犬が最も多く飼育され、商業ブリーダーが多く存在するのはアメリカだが、今回の方針決定資料にほとんど含まれていない
- 一人あたりの管理頭数の決定要因(多犬種繁殖、犬種による最適温度、犬種運動量の違い、排泄物の量、飼育施設の広さ:サイズ(2kg vs. 50kg、合理化)(ドイツ:10頭、イギリス:20頭、アメリカ:オレゴン、バージニア、ワシントン州50頭、ルイジアナ州75頭、他の州は規制なし)
- 犬種間の個体差や多犬種繁殖が平準化を難しくする
- 動物を基準とした測定指標

犬猫適正推進協議会のガイドライン



目次

はじめに

第1章 犬の繁殖施設

第2章 猫の繁殖施設

第3章 犬猫の展示販売施設

第4章 巻末資料

(A4サイズ:108ページ)

第1章 犬の繁殖施設 P6

I 施設的环境整備 P7

- I-1 施設の構造全般
- I-2 飼養設備

II 施設の運営管理 P15

- II-1 正しい知識と人員配置
- II-2 適切な飼養環境の管理
- II-3 清掃と消毒
- II-4 危機管理
- II-5 施設の観察記録と対応

III 犬の管理 P21

- III-1 全般
- III-2 予防医療・検診
- III-3 食事管理
- III-4 繁殖
- III-5 子犬

IV 文書管理 P29

第2章 猫の繁殖施設 P38

I 施設的环境整備 P39

- I-1 施設の構造全般
- I-2 飼養設備

II 施設の運営管理 P47

- II-1 正しい知識と人員配置
- II-2 適切な飼養環境の管理
- II-3 清掃と消毒

II-5 施設の観察記録と対応

III 猫の管理 P53

- III-1 全般
- III-2 予防医療・検診
- III-3 食事管理
- III-4 繁殖
- III-5 子猫

IV 文書管理 P62

第3章 犬猫の展示販売施設 P72

I 施設的环境整備 P73

- I-1 施設の構造全般
- I-2 展示設備

II 施設の運営管理 P79

- II-1 正しい知識と人員配置
- II-2 適切な飼養環境の管理
- II-3 清掃と消毒
- II-4 危機管理
- II-5 施設の観察記録と対応

III 犬と猫の管理 P85

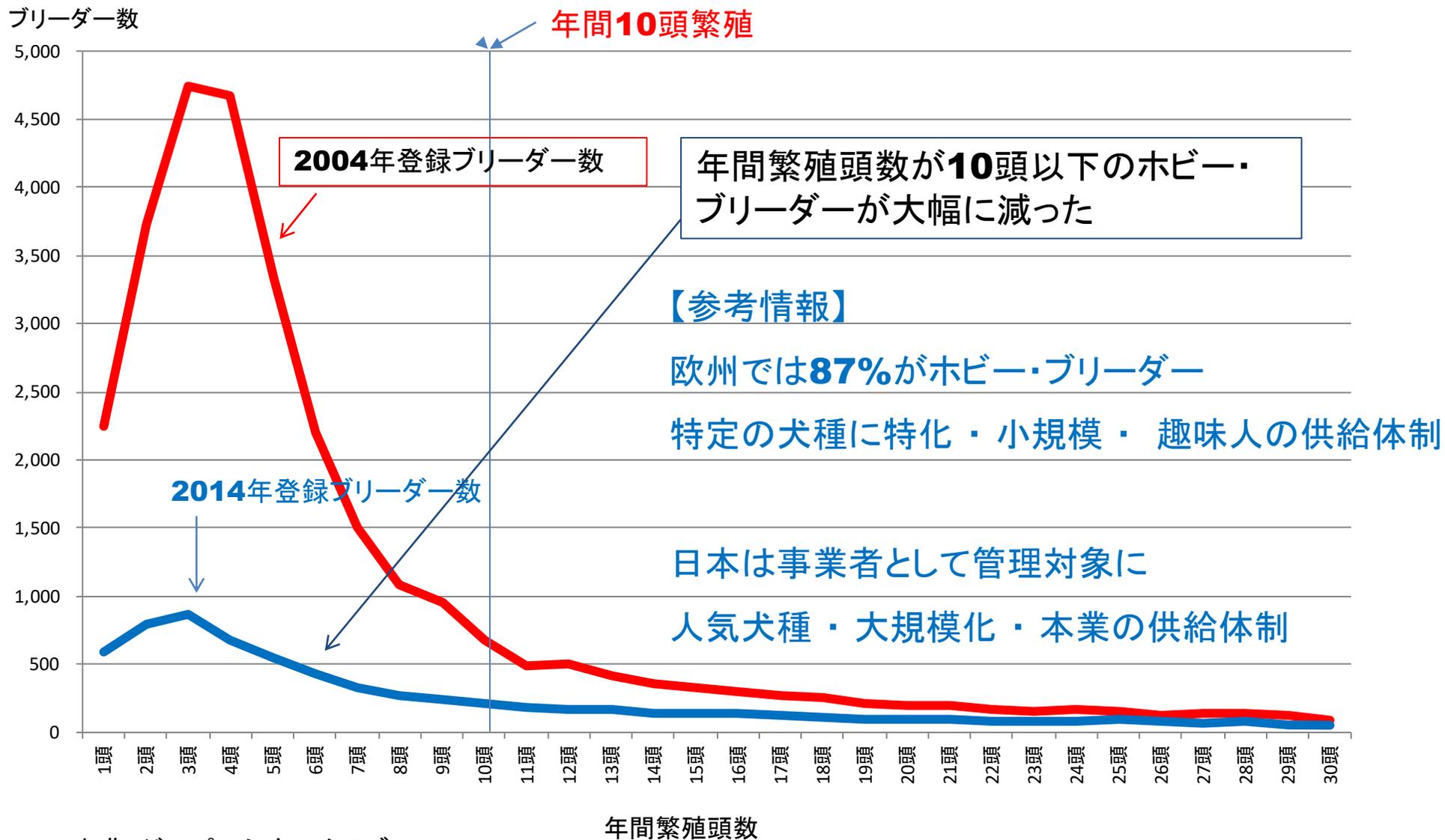
- III-1 全般
- III-2 予防医療・検診
- III-3 食事管理

IV 文書管理 P91

第4章 巻末資料 P96

ポリシーインプリケーション

ポリシーインプリケーション: 日本は欧州とは異なる犬の供給体制



出典: ジャパンケネルクラブ

欧米における犬の商業ブリーダー登録義務と条件

国	ブリーダー登録の有無と規制年度	登録を必要とする営利目的のブリーダーの条件	子犬最大出産頭数
ドイツ	○ 2000	3頭以上の雌犬を所有、または年 3胎を超えて 繁殖している場合、商業目的のブリーダーと定義され、登録の対象となる。	30頭
イギリス	○ 1999	年 5胎以上 の繁殖と販売には地方自治体の許可が必要。	50頭
アメリカ	○ 2013	連邦法で繁殖雌犬を 5頭以上 所有しているか、インターネット販売を行うブリーダーは商業ブリーダーと定義され認可が必要。繁殖雌犬4頭以下の小規模ブリーダーは必要ないが、州によっては規制を受ける。	50頭
フランス	○ 2016	プロフェッショナル: 繁殖雌犬を10頭以上所有し 、年間 2胎以上 繁殖は登録義務。納税番号を広告しブリーダー証明書が必要。非プロフェッショナル: 4ヶ月齢以上の犬の頭数が9頭以下。年間1胎以下。ブリーダー証明書も納税番号も不要。ただし子犬の登録番号は必要。	20頭
オランダ	○ 1999	農業大臣に届け出、許可。 非商業目的で繁殖のが証明できれば、登録は不要で頭数制限はない 。商行為の有無がブリーダーの登録の必要性を定義。	
スウェーデン	○ 1988	全てのブリーダーは地方自治体に登録義務がある。12ヶ月齢以上の犬を10頭以上所有しているか、 年 2胎以上 繁殖すると許可がいる。	20頭
デンマーク	○ 2010	雌犬を3頭以上所有、年 3胎以上 繁殖しているものは登録義務がある。	30頭
フィンランド	×	規制なし	
カナダ	×	規制なし	
日本	○ 2005	2頭ないし2回	2頭

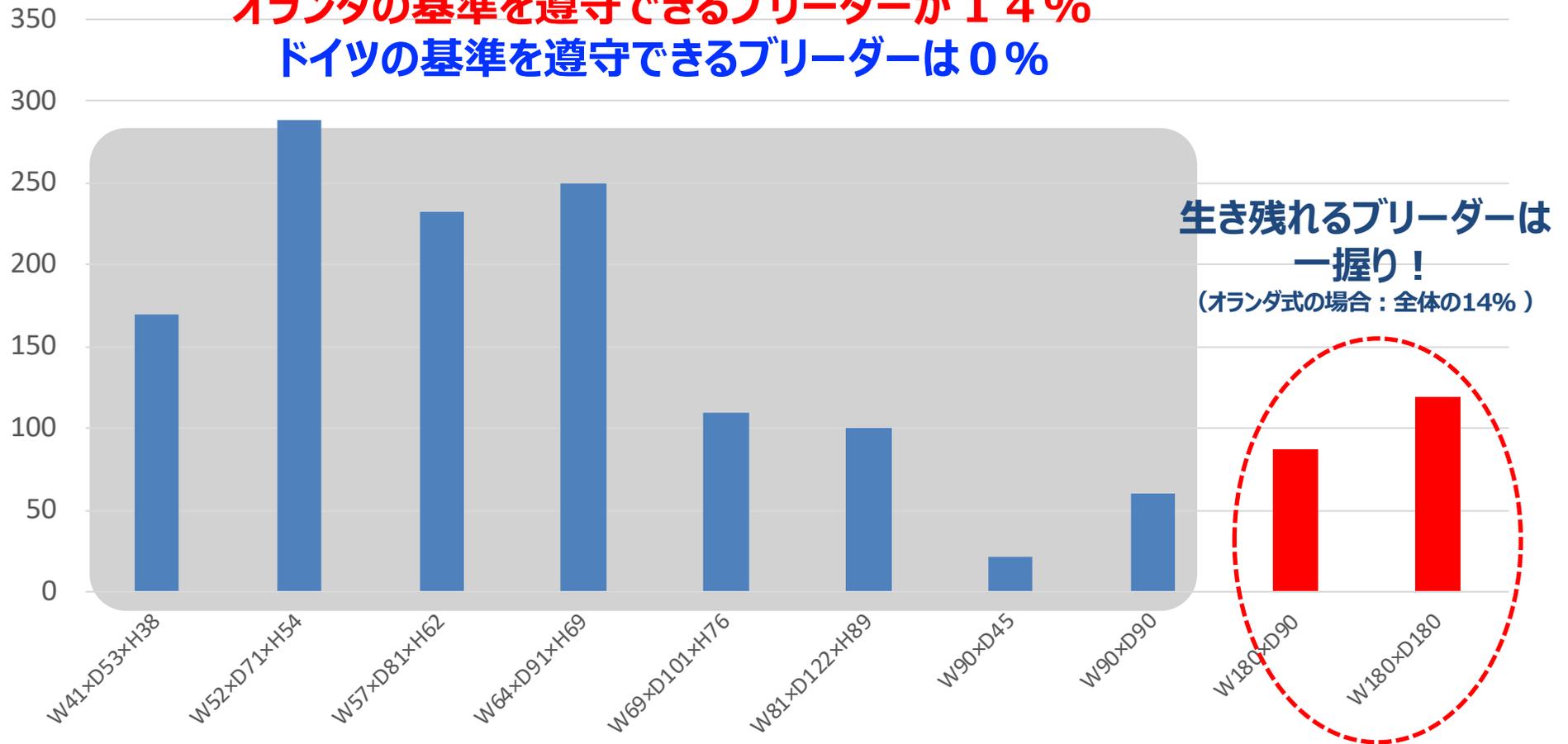
出典: 日獣会誌 70 264-268(2017)

動物愛護管理法 (2006) 動物愛護管理法 Q&A) 大成出版

ヨーロッパ基準をみたすことが出来ない

ケージ及び平飼いスペースの分布

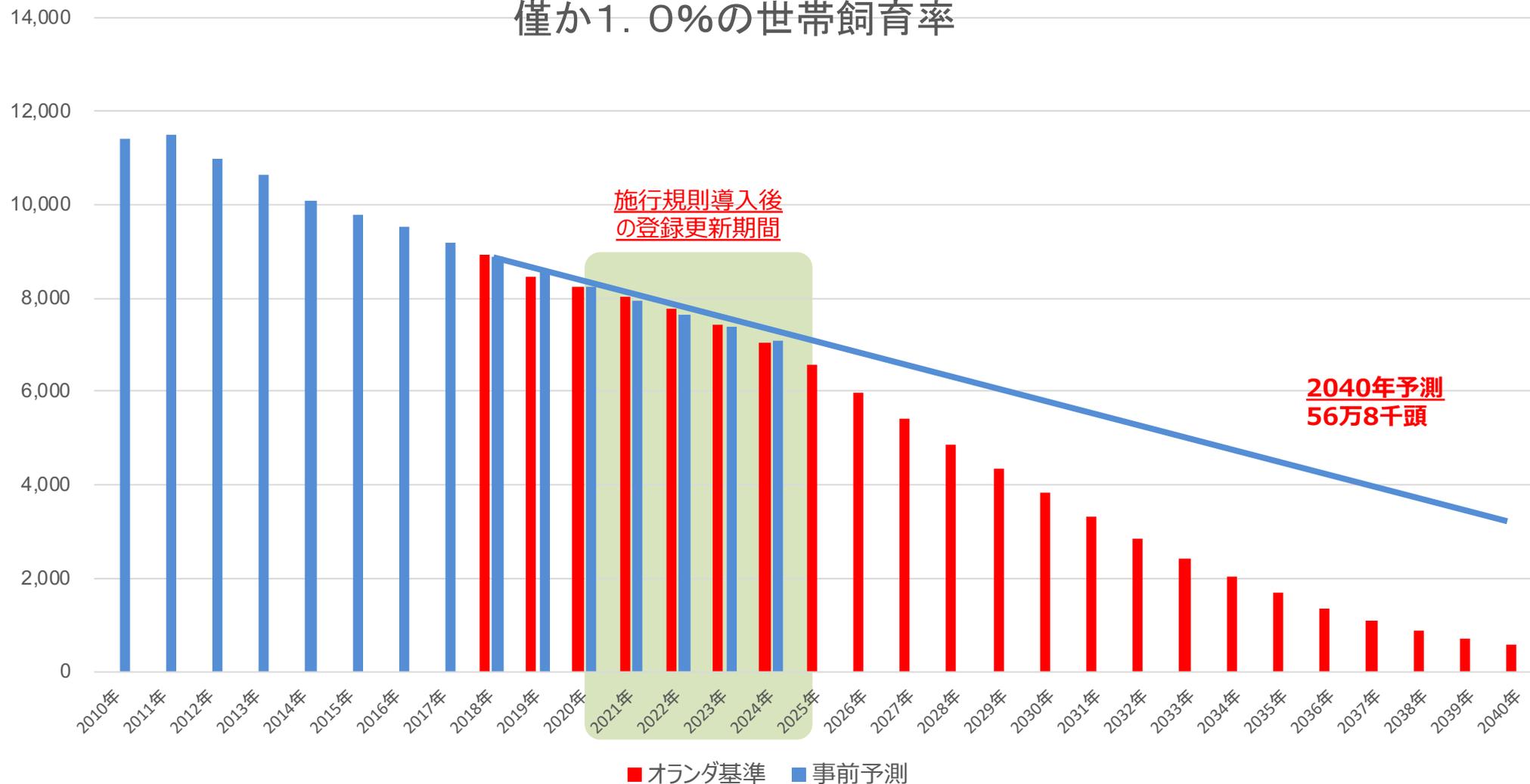
オランダの基準を遵守できるブリーダーが14%
ドイツの基準を遵守できるブリーダーは0%



生き残れるブリーダーは一握り!
(オランダ式の場合: 全体の14%)

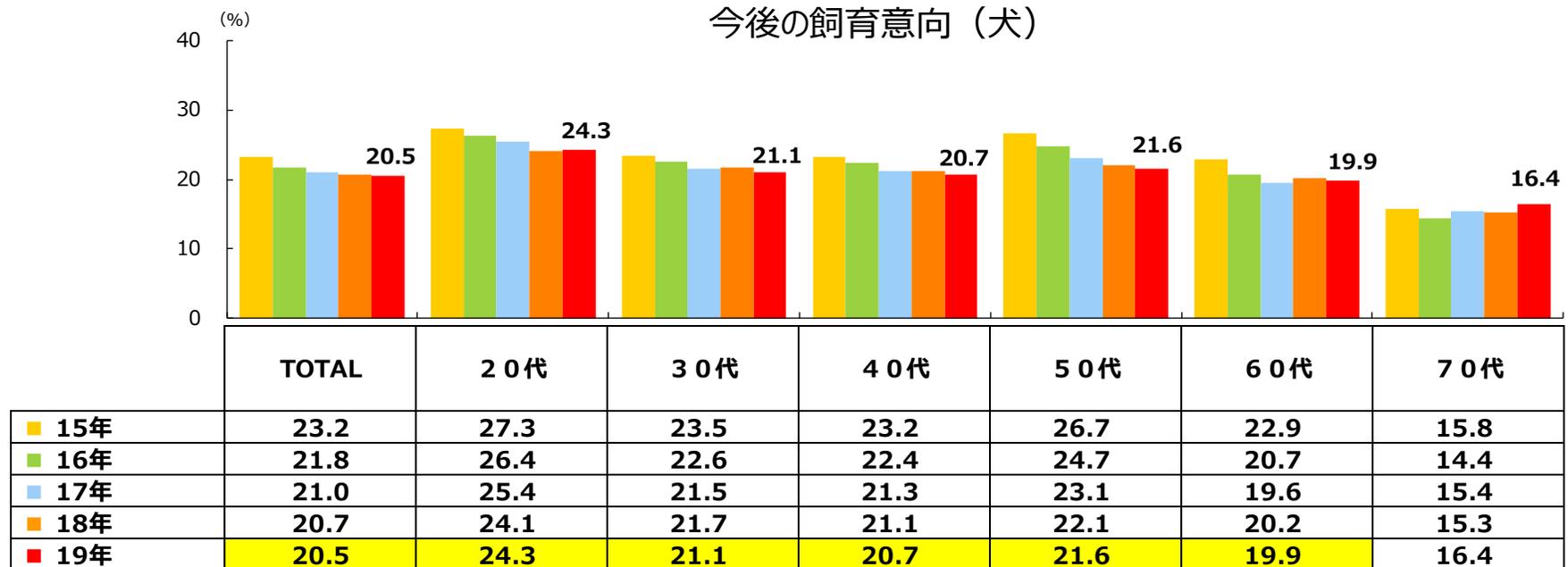
ポリシーインプリケーション: 犬の飼育頭数の将来予測

20%が事業継続出来たとして年56万8000頭しかいなくなる
僅か1.0%の世帯飼育率



政策とは民意を反映したものではないだろうか？

国民の飼育意向20% vs. 2040年の飼育率1.0%
飼いたくても飼えない？



出典：一般社団法人ペットフード協会

終わりに

地球上に存在した多くの動植物が人間の行為により絶滅した。何千年ものあいだ、人間とともに暮し、我々を助けてくれた犬も、このままでは日本から消え去ろうとしている。

動物好きな人、動物嫌いな人、愛護家、官公庁、ペット関連団体をふくめ、社会において動物との共生とは何か？、どうあるべきか？の社会的合意を形成する必要がある。

全てのステークホルダーによる社会的合意形成(イギリス)

ペットのステークホルダーが集まり作成された英国**CIEH**(環境衛生研究所)のガイドライン

犬の繁殖・預かり	猫の預かり	ペット販売
  <p>地方自治体及びその職員、獣医師の検査官のための指針</p>	 <p>動物の福祉を最優先し、法律に基づき、猫舎の検査、助言、ライセンス提供の業務を行う方への助言のために準備</p>	 <p>動物の福祉及びペットショップ運営の改善 ペットショップでの動物の健康、安全、福祉を確保するため最低限の基本水準として作業グループが推奨</p>

英国環境・食糧・農村地域省(DEFRA)の要請を受けた作業グループで作成



英国獣医師会



犬の繁殖の福祉問題に関する審議会



環境衛生研究所



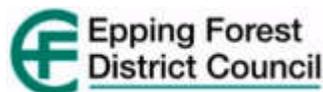
シティ・オブ・ロンドン自治体



ドッグ・トラスト



DEFRA



エッピング・フォレスト・ディストリクト



ザ・ケネルクラブ



英国動物虐待防止協会

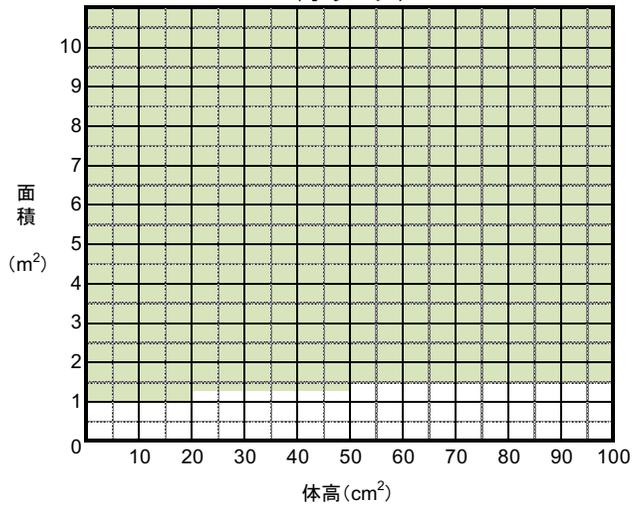


英国小動物獣医師会

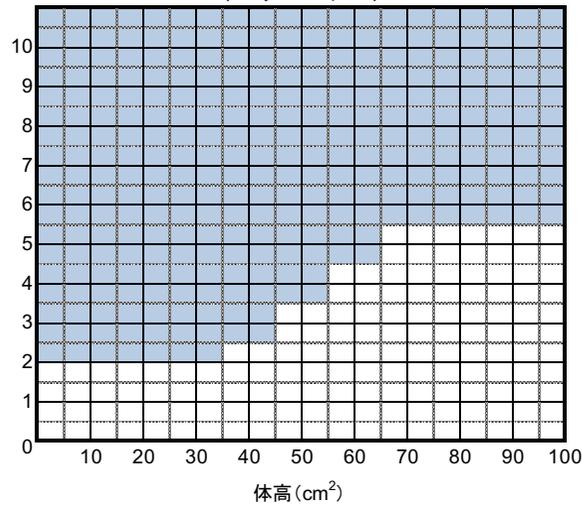
欧州の規制状況(科学ではなく社会的合意形)

体高

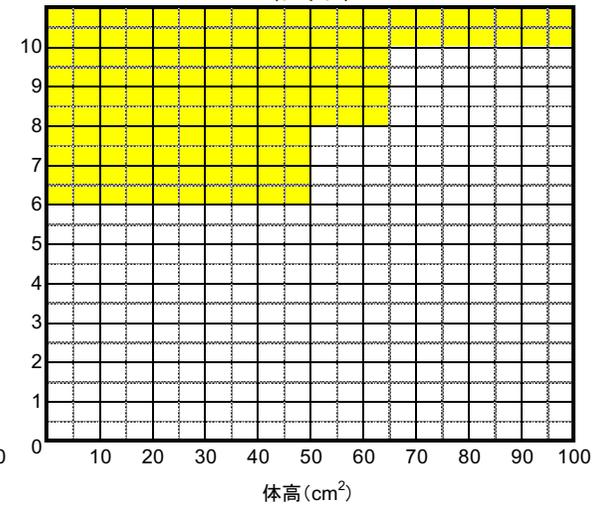
(オランダ)



(スウェーデン)

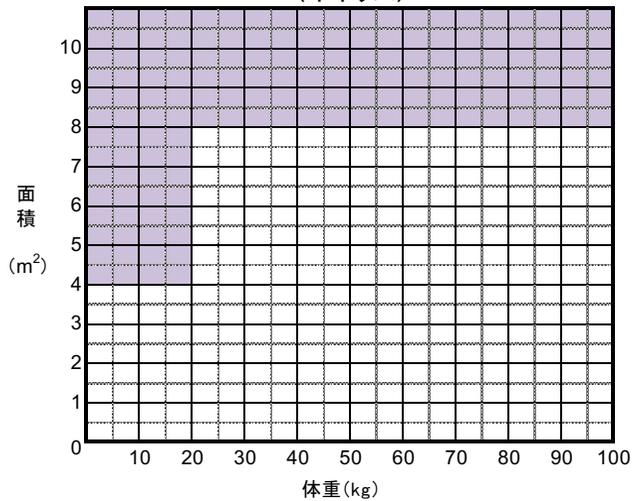


(ドイツ)

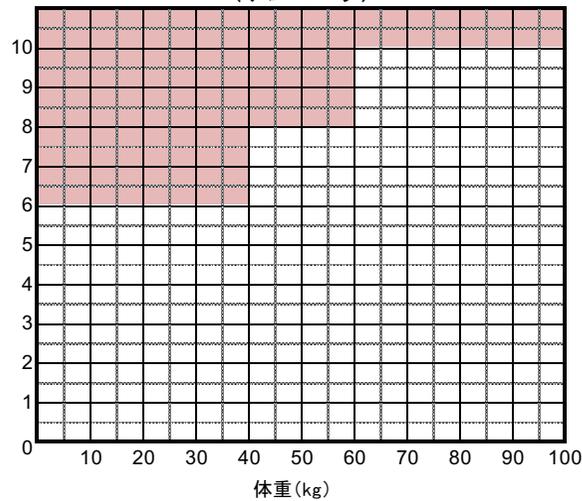


体重

(イギリス)



(デンマーク)



※色付けされた領域が推奨される飼育面積を表す

犬種や環境を考慮した指標： シープドッグは一日の運動量が違う



左:オーストラリアン・キャトルドッグはトラックに羊を積み込むのが得意である。前が詰まると羊の上に駆け上がり、先頭の羊を前に進むように仕向ける。

右:急峻な小山が多いニュージーランドの牧場では、一日中吠えて、小山の向こうにいる見えない羊の群れや崖の上にいる羊を誘導する。一日中吠えることに耐えるような非常に大きな顎を有し、急峻な山を一日中走れる、頑強で大きな体格をしている。現在でもシープトライアルの競技は盛んである



NEW ZEALAND SHEEP DOG

犬種や環境を考慮した指標



左と下: 世界で最も過酷な犬ぞりレース
IDITARODはマイナス40度の厳寒のアラスカで
犬とともに命がけで1500kmを8-13日で走り抜く
賞金レースである。物資の供給やは飛行機から
のみだ



古くから使われているカナダディアン・ハスキー

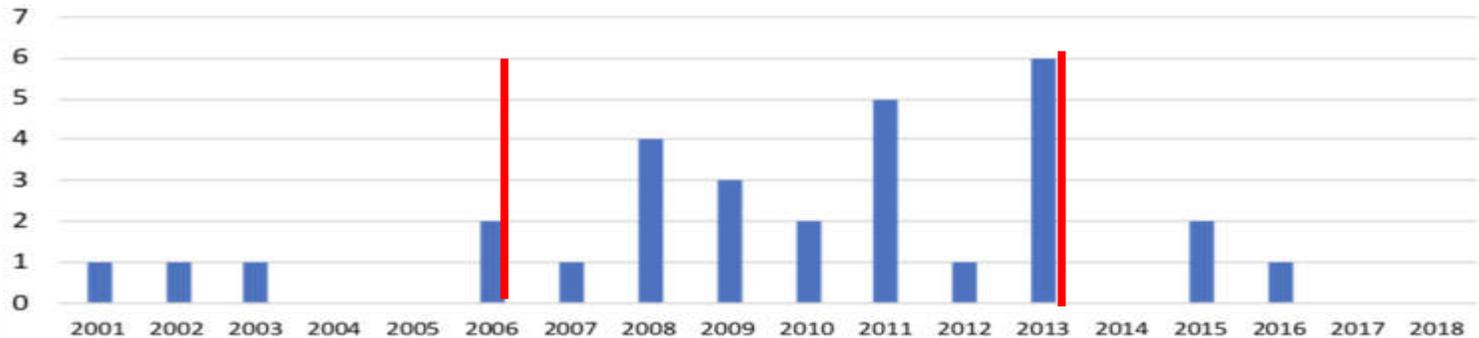


現在のアラスカンハスキー

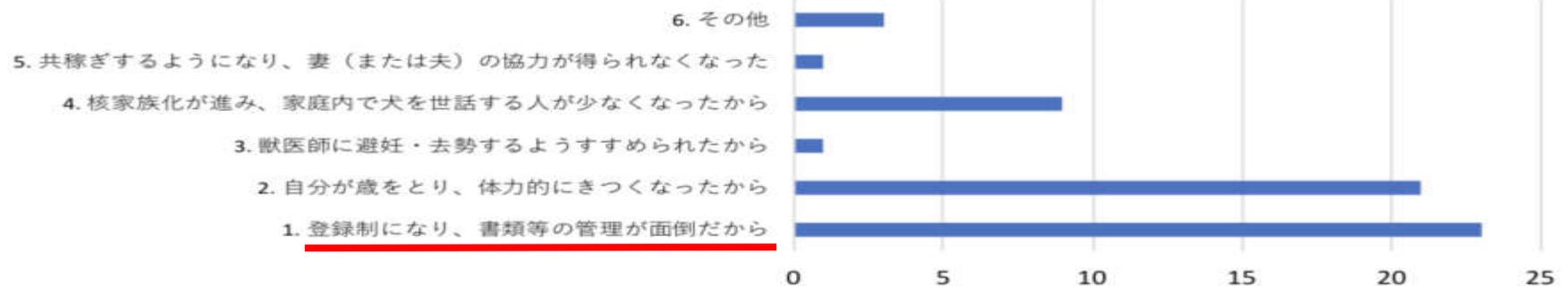
下右: 早く走り、寒さに強いア
ラスカン・ハスキー。カナディ
アン・ハスキーとグレイハウ
ンドの遺伝子を引き継いで
る。シベリアン・ハスキー
やカナディアン・ハスキー
は長距離を移動するための
犬であった

2005年と2012年の法改正のインパクト

犬の繁殖をやめたのは、いつ頃ですか？

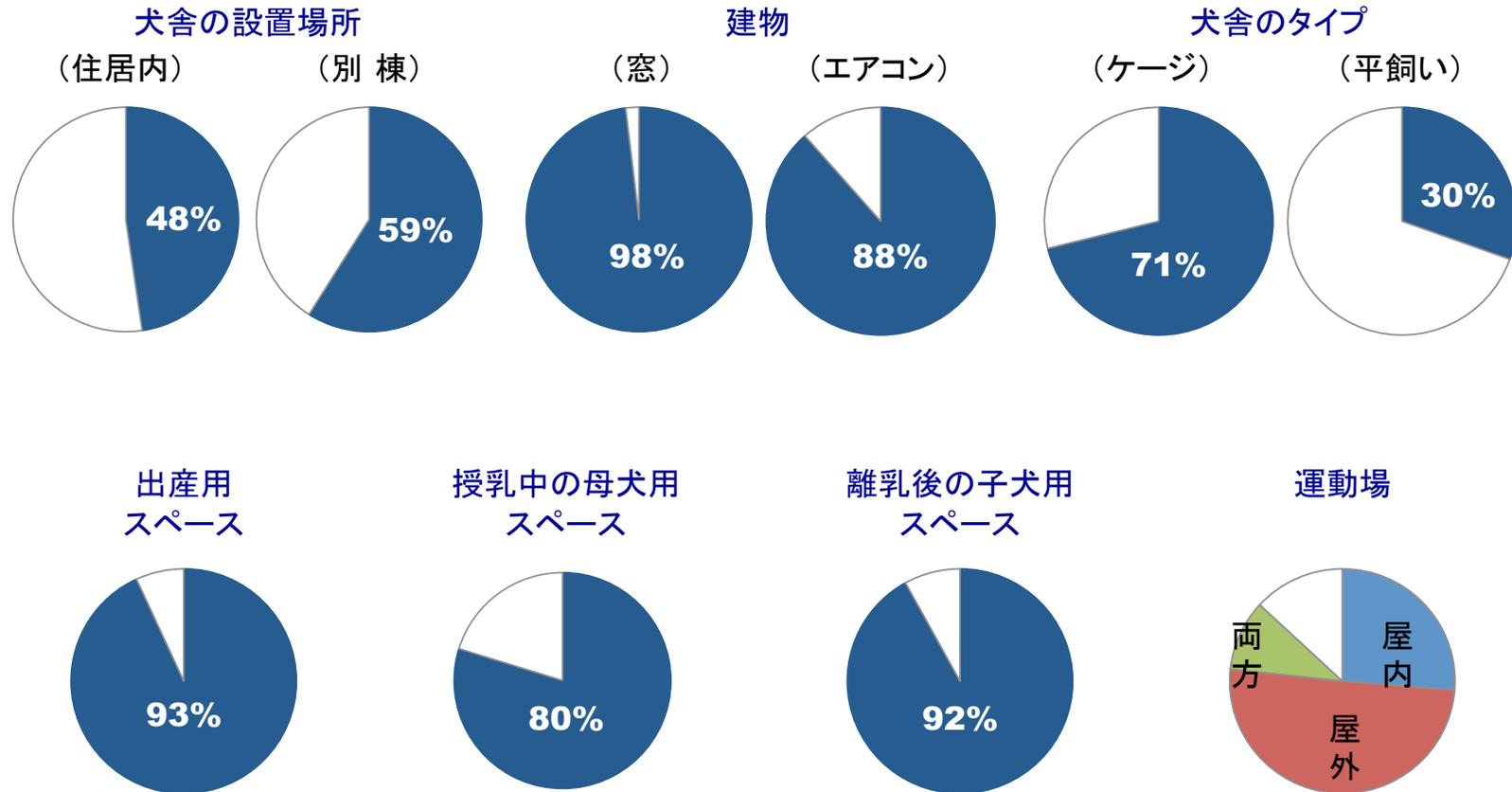


繁殖をやめた理由を教えてください



出典：犬猫適正飼養推進協議会：2018年9月三河地区ブリーダー調査

国内アンケート調査：犬の繁殖施設：施設・設備



出典：犬猫適正飼養推進協議会 2016年大規模調査

世界の繁殖制限措置に関する規制状況

諸外国でも、法律ではなく、団体の自主規制での運用が主流

国名	開始	終了	回数・間隔
米国 			
カナダ 			
英国 	12ヶ月		生涯6回(年1産)
フランス 	10ヶ月		
オランダ 	16ヶ月	8歳	5回(12ヶ月間隔)
デンマーク 	小12, 中18, 大22ヶ月	8歳	5回
スウェーデン 	18ヶ月 & 2回目の発情～	未経産7歳以上禁止	1年2回出産後、1年休養
フィンランド 		8歳	5回
ドイツ 	小15, 大18ヶ月	♂なし, ♀8歳	2年3回

法律

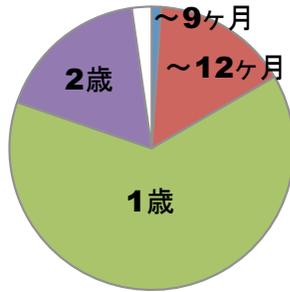
法律なし

ケネルクラブ

日獣会誌 70:264-269, 2017.

犬の繁殖開始・回数・終了年齢

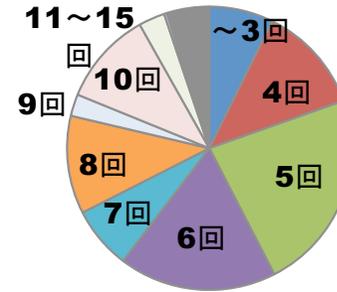
メス:繁殖開始年齢



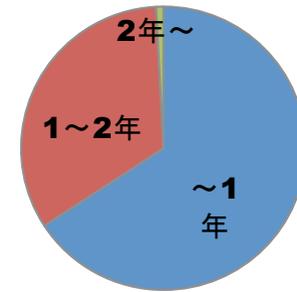
メス:繁殖終了年齢



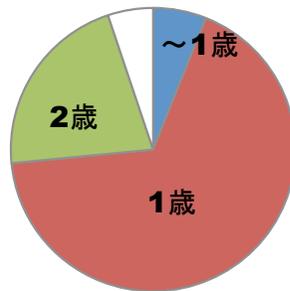
メス:出産回数



メス:出産間隔



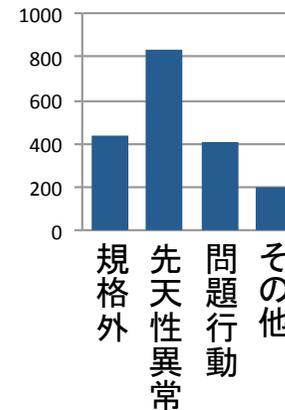
オス:繁殖開始年齢



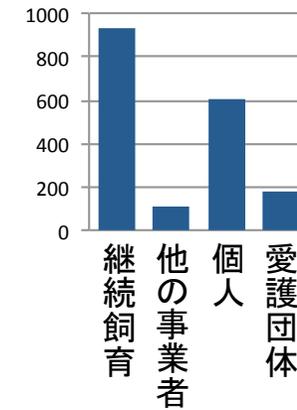
オス:繁殖終了年齢



繁殖中止理由



繁殖終了犬

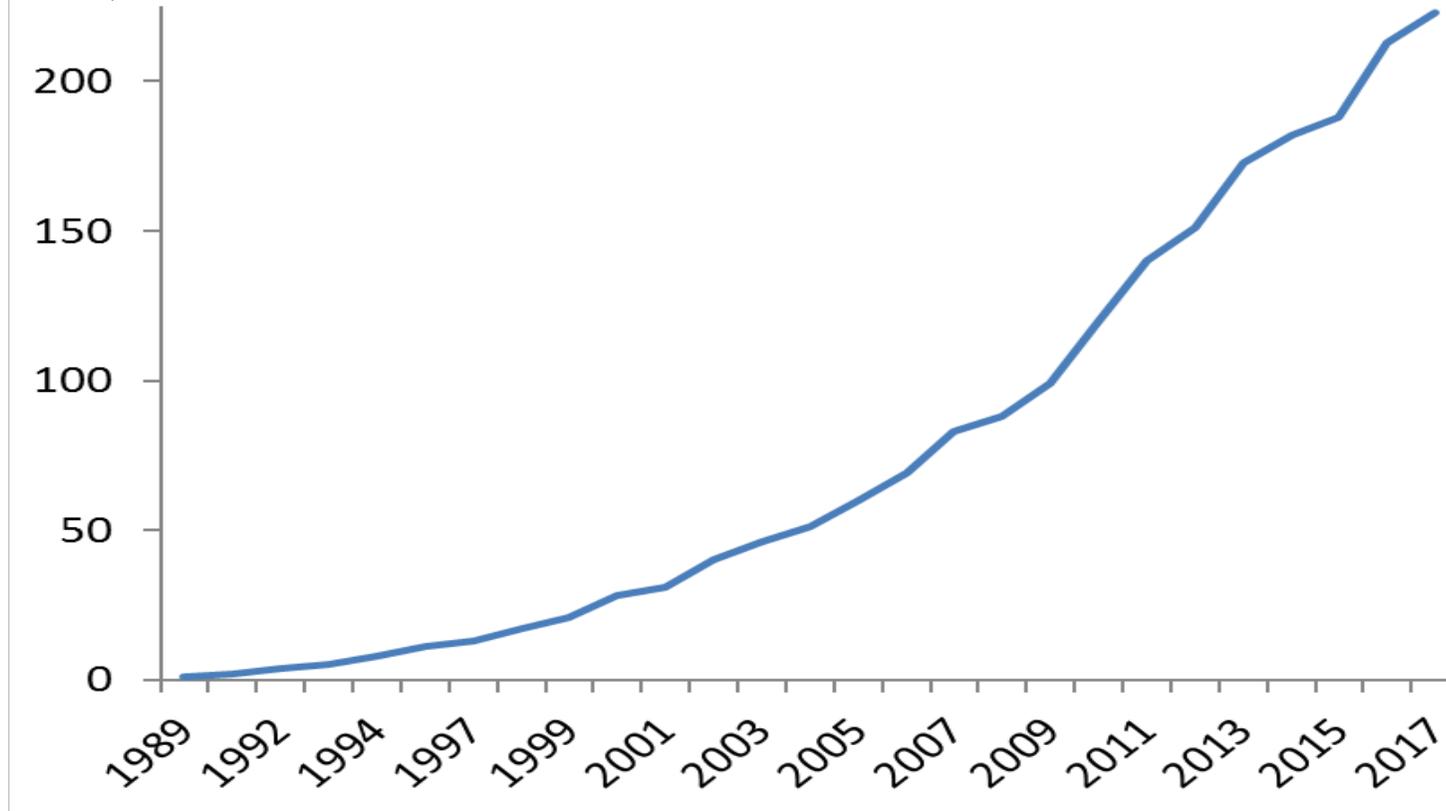


出典:犬猫適正飼養推進協議会 2016年大規模調査

因果関係が明確な犬の遺伝子異常発見の歴史

人間では**6,100**の遺伝子異常発見されている。今後とも犬の遺伝子異常は発見され続けられ、倫理問題発展する可能性がある

発見された遺伝子異常の数



出典: Online Mendelian Inheritance in Animals(OMIA)

その他の資料

- 生後56日以降まで広告しない(アイルランドの広告規制)
- 規制による社会的経費と便益の経済分析(オーストラリアクィーンズランド州)